

学校法人群馬パース学園 役員及び評議員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人群馬パース学園（以下、「法人」という。）の寄附行為第36に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という。）の報酬、及び評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員及び評議員報酬の金額は、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

2 役員及び評議員の報酬は就任した日の当該月から支給するものとする。

(支給方法)

第3条 報酬は、役員及び評議員各人名義の銀行預金口座等への振り込みをもって支払う。

(公 表)

第4条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2節第4号に定められる報酬等の支給の基準として公表する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員及び評議員報酬に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表 1 報酬

役員

理事長 月額 1,500,000 円を上限とする。

理事（常勤・非常勤） 月額 300,000 円を上限とする。

監事（常勤・非常勤） 月額 300,000 円を上限とする。

評議員（常勤・非常勤） 月額 300,000 円を上限とする。

なお、評議員であって、理事長及び理事である評議員には支給しない。

また、この報酬はあくまでも予算執行上実施可能額であることを前提として定めるものであって、執行困難な場合はこの限りではない。